

【019】 我が国における基本的人権に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

- 1 基本的人権は性質上自然人のみが享有することができ、法人は基本的人権を享有しないから、法人が政治献金を行うなどの政治的行為をなすことは認められない。
- 2 基本的人権には政治活動の自由が含まれ、一国民である国家公務員も政治活動の自由を有するから、勤務時間外の国家公務員の政治活動を制限することは、憲法上許されない。
- 3 基本的人権は犯すことのできない永久の権利であり、中でも表現の自由は、公権力によって侵されないということの意味するのみならず、たとえ公共の福祉を理由とする場合であっても、制約を受けない。
- 4 基本的人権は、人種・性・身分などの区分に関係なく、人間であるというただそれだけで当然に享有できる権利であり、在留外国人も社会保障を受ける権利を有するから、社会保障給付について、在留外国人は日本人と同等に扱わなければならない。
- 5 基本的人権は、人間であることにより当然に有するとされる権利であるから、憲法に列挙されていなくても、幸福追求権という包括的基本権を根拠として、例えば人が自分の肖像をみだりに他人に撮られたり使用されたりしない権利である肖像権が認められる。

【020】 日本における参政権に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

- 1 一定の年齢に達した全ての国民に選挙権が認められているとともに、誰に投票したか分からないようにする秘密投票は禁止されている。
- 2 地方公共団体の選挙については、日本国民だけではなく、永住権をもつ外国人にも選挙権が認められている。
- 3 国民は地方公共団体の長やその議会の議員の解職請求、最高裁判所裁判官に対する国民審査などによって、公務員を罷免する権利を有する。
- 4 条例の制定には住民投票が必要とされることがあるが、国会では一つの地方公共団体のみに適用される特別法を制定する際は、住民投票は必要ない。
- 5 憲法の改正には、国会が各議院の総議員の3分の1以上の賛成で発議し、国民投票で3分の2以上の賛成を得ることが必要である。

【021】 基本的人権に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

- 1 基本的人権とは、人間であることにより当然に有し、行政権はもとより、司法権、さらには憲法改正権によっても侵されることがない絶対的な権利であり、制限を受けることは一切なく、何よりも優先される。
- 2 自由権は、国家が個人の領域に対して権力介入することを排除して、個人の自由な意思決定と活動を保障する人権であり、「国家からの自由」ともいわれ、精神的自由権と経済的自由権の2つに大別できる。
- 3 参政権は、国民が国政に参加する権利であり、「国家への自由」ともいわれ、自由権の確保につかえる。選挙権・被選挙権はその代表的なものだが、広義においては、最高裁判所裁判官の国民審査や公務員就任後も参政権に含まれる。
- 4 社会権は「国家による自由」ともいわれ、社会的・経済的弱者が「人間に値する生活」を営むことができる権利であり、資本主義の高度化に伴う弊害から生まれた20世紀的な人権である。
- 5 受益権(請求権)は個人の利益のために国家の積極的な行為を求める権利であり、個別的・具体的な法規範の定立に参加する権利であり、日本国憲法上の規定で該当するのは請願権のみである。

【019】 5

- 1 法人にも可能な限り適用される
- 2 公務員の政治活動を制限することは可能である
- 3 公共の福祉によって制約される場合もある
- 4 外国人に適用されないものもある

【020】 3

- 1 秘密投票は保障されている
- 2 外国人に選挙権はない
- 4 条例の制定に住民投票は必要ではない
- 5 総議員の3分の2以上、国民投票で過半数の賛成。

【021】 4

- 1 公共の福祉により制限を受ける場合がある
- 2 精神的自由権・経済的自由権・身体的自由権の3つ
- 3 「社会権」の確保につかえる
- 5 請願権のみでなく、賠償請求権、裁判を受ける権利、刑事補償請求権など